

保護者の皆様

松戸市子ども部保育課

令和7年度施設等利用給付について

平素より、松戸市保育行政にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

下記のとおり施設等利用給付認定に関する留意事項をお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

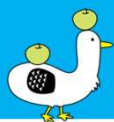
記

- 1 給付概要 2 ページをご覧ください。
- 2 申請内容の変更 申請した事項に変更があった場合や、認定区分を変更したい場合などは必ず施設等利用給付認定変更申請書兼変更届を提出してください。
（松戸市ホームページにてダウンロード可能）
【例】・認定区分を変更したい。（希望日から1か月ほど前に申請ください）
 - ・住所、連絡先が変わる。
 - ・結婚、離婚等、家族構成が変わる。（出産によるもの以外）
 - ・転職、退職、就職するなどの申請していた保育を必要とする要件が変わる。
 - ・振込先の口座を変更したい。
- 3 給付対象の施設 松戸市ホームページ（松戸市子育てサイト まつどDE子育て「幼児教育・保育の無償化について」）にて、最新の施設情報を掲載しております。
下記URLまたは二次元コードによりご確認ください。なお、施設の所在地が他市区町村にある場合は、施設所在地の市区町村にご確認ください。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kosodate/matsudodekosodate/kosodatenavi/hoikuenyouchien/youjikyoiikumusyuka.html>
- 4 請求について 3 ページ以降をご覧ください。
- 5 認定について 保育を必要とする要件を確認するため、毎年証明書類（例：就労証明書など）および現況届の提出が必要となります。



〔問い合わせ先〕
〒271-8588
松戸市根本387-5
松戸市子ども部保育課
TEL 047-366-7351



給 付 概 要

保育料が無償となります

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などを踏まえ、令和元年(2019年)10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。お子様が通う幼稚園や認定こども園の預かり保育等の保育料に相当する額を「施設等利用給付」として、松戸市から補助し、上限額までの範囲で給付されることにより実質的に無償化になることです。

3～5歳

※満3歳になった初めの4月1日以降

施設等
利用給付
1号認定

保育料 無償



施設型給付を受ける幼稚園

月額上限
25,700円補助



幼稚園
(施設型給付を受ける
幼稚園は除く)

月額上限
11,300円補助

日額上限450円
×利用日数(※1)



幼稚園の
預かり保育

※保育所や幼稚園等を利用せず、
認可外保育施設等のみを利用する
場合の月額上限額は、
37,000円

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター



特定の要件(※2)を満たす幼稚園の預かり保育を利用している場合は、認可外保育施設との併用が可能。その場合の認可外保育施設等の上限額は上限額11,300円から幼稚園の預かり保育分(※1)を除いた額

0～2歳(住民税非課税世帯)

※満3歳になった初めの3月31日まで

保育料 無償



認可保育所

認定こども園

月額上限

42,000円補助

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター



施設等
利用給付
3号認定

満3歳に達した場合は、幼稚園の利用も可能

保育料 無償



施設型給付を受ける幼稚園

月額上限
25,700円補助



幼稚園
(施設型給付を受ける
幼稚園は除く)

施設等
利用給付
1号認定

月額上限
16,300円補助

預かり保育料(※1)



幼稚園の
預かり保育

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター



特定の要件(※2)を満たす幼稚園の預かり保育を利用している場合は、認可外保育施設との併用が可能。その場合の認可外保育施設等の上限額は上限額16,300円から幼稚園の預かり保育分(※1)を除いた額

※1 幼稚園の預かり保育料補助上限額：日額上限450円×利用日数

※2 特定の要件：幼稚園の預かり保育の期間が、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満の場合は、認可外保育施設等の併用可能です。

施設等利用給付の請求について

【請求対象者】

- (1) 施設等利用給付認定を受けた方
- (2) 教育・保育給付認定を受けて、保育所や小規模保育事業等を利用せずに、認可外保育施設等を利用されている方

【請求方法】

☐ オンライン（松戸市オンライン申請システム）

☐ 窓口

※オンライン受付開始に伴い、**郵送による受付は廃止**しました。

※原則オンラインで申請してください。

【請求に必要な書類等】

申請いただく方法（オンライン・窓口）により、それぞれ必要書類が異なりますのでご注意ください

【オンラインで申請する場合】

○特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書〔施設が記入〕

※ファミリー・サポート・センターの場合は、上記証明書に代えて、「活動報告書」〔提供会員が作成〕

○請求金額計算シート〔Excel〕（保護者記入）

○申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）

【窓口で申請する場合】

○特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書〔施設が記入〕

※ファミリー・サポート・センターの場合は、上記証明書に代えて、「活動報告書」〔提供会員が作成〕

○施設等利用費請求書〔保護者記入〕

○施設等利用費請求内訳書〔保護者記入〕

○認定保護者（請求者）の印鑑〔訂正印等で使用〕

※「施設等利用費請求書」および「施設等利用費内訳書」は、松戸市ホームページよりダウンロードをお願いいたします。

【請求期間等】

【上期（令和7年4月～令和7年9月分）】

受付期間：**令和7年9月16日（火）から 10月 8日（水）まで**

◆窓口でご提出の場合

平日8:30～17:00までの受付となりますのでご注意ください。

10月7日（火）と10月8日（水）のみ8:30～19:00まで受付いたします。

【下期（令和7年10月～令和8年3月分）】

受付期間：**令和8年3月16日（月）から 4月 7日（火）まで**

◆窓口でご提出の場合

平日8:30～17:00までの受付となりますのでご注意ください。

4月6日（月）と4月7日（火）のみ8:30～19:00まで受付いたします。

【オンラインの場合の留意点】

申請方法については、「施設等利用給付の請求についてオンライン受付を開始します」（4ページ参照）をご確認のうえ、お手続きください。

【窓口の場合の留意点】

窓口で提出する場合、施設等利用費請求書と施設等利用費請求内訳書の記入が必要です。

記入の仕方については、6、7ページをそれぞれご確認ください。

施設等利用給付の請求についてオンライン受付を開始します

松戸市オンライン申請システムにて、施設等利用給付の請求を受付いたします。

下記の内容をご確認のうえ、お手続きください。

申請受付期間

上期（令和7年4月～令和7年9月分）

令和7年9月16日（火）8：30～令和7年10月8日（水）23：59

【オンライン申請を始める前に準備する書類・データ】

- ・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書（施設記入）
※ファミリーサポートセンターの場合は、上記証明書に代えて、「活動報告書」（提供会員記入）
- ・請求金額計算シート[Excel形式]（保護者記入）
※施設等利用給付の請求手続きフォームからダウンロード
- ・申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）

【申請完了までの流れ】

1 松戸市オンライン申請システムへアクセス・ログイン

松戸市オンライン申請システムへアクセスのうえ、ログインしてください。

▷松戸市ホームページからアクセスする場合

【トップページ＞市政情報＞政策・計画・構想＞デジタル化の取り組み＞「松戸市オンライン申請システム」のサービスをご利用いただけます】からアクセスいただけます。

▷インターネットで「松戸市オンライン申請システム」と検索のうえアクセスする場合

松戸市オンライン申請システムのURLはこちら→ <https://lgpos.task-asp.net/cu/122076/ea/residents/portal/home>

▷二次元コードを読み込みアクセスする場合

右記二次元コードを読み込みのうえアクセスしてください。

※ログイン時はアカウントが必要です。アカウントを持っていない場合は「新規登録」からアカウントの作成をしてください。

松戸市オンライン
申請システム
二次元コード



2 手続きフォームの検索・選択

①松戸市オンライン申請システムの【申請できる手続き一覧 → 個人向け手続き】を選択

②キーワード検索

令和7年度子育てのための施設等利用給付費請求の手続き（上期）

検索

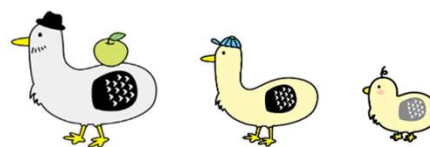
③【施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等利用の方向け】令和7年度子育てのための施設等利用給付費請求の手続き（上期）からお手続きください。

3 利用者情報等の入力、書類・データのアップロード

上記の【オンライン申請を始める前に準備する書類・データ】を準備のうえ入力・アップロードしてください。書類は、写真を撮って画像にするなどデータに変換のうえアップロードしてください。

4 入力内容の確認

5 申請完了



（注意点）

- 松戸市オンライン申請システムによる受付といたします（やむを得ずオンラインで申請できない場合は窓口での受付も可能です）。
- アップロードされたデータが読み取れない場合は、再度ご提出いただく場合がございます。
- 【オンライン申請を始める前に準備する書類・データ】の「請求金額計算シート」はExcel形式となります。
保護者の皆様が正しい請求金額を算出できるように且つ請求金額の誤り等による申請の差戻しを減らすために原則添付をお願いしております。やむを得ずExcelを利用することが出来ない場合は添付不要となりますが、請求金額に誤りがあった場合は、オンライン上で差戻しさせていただきますので、修正のうえ再申請をお願いします。（差戻しの場合、一度オンラインで申請したデータを用いて修正必要箇所のみを修正いただきますので、新規で改めて申請いただくことは不要となります。）

(特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書の確認)

○特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書

・利用した施設に、保護者が依頼し記入してもらうものです。

施設等利用給付の請求の際に請求書と一緒に提出してください。

※ご不明の場合は、松戸市役所保育課入所入園担当室までお問い合わせ下さい。

[施設が記入した「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書」をご確認ください。]

(施設記入用)

令和 年 月 日

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書

預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用料

下記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供し、下記金額を領収したことを証明します。

設置者名称 _____
主たる事務所の所在地 _____
代表者職氏名 _____ 印
施設・事業所の名称 _____

・認定を受けた保護者の氏名、子どもの氏名を記載します。

※認定通知書に記載の「認定保護者」で確認できます。

(フリガナ)
認定保護者 氏名 _____
(フリガナ)
認定子ども 氏名 _____ 生年月日 年 月 日

特定子ども・子育て支援の内容	☐ 預かり保育事業	☐ 認可外保育施設	☐ 一時預かり事業
	☐ 病児保育	☐ 子育て援助活動支援事業	

※該当する事業にレ点を入れる。

利用月	提供日数	提供時間帯 ※1	保育料の領収額 ※2 右記の特定費用は含みません。	特定費用 ※3
令和7年4月	日 ~ 日 (日間)	: ~ :	円	円
令和7年5月	日 ~ 日 (日間)	: ~ :	円	円
令和7年6月	日 ~ 日 (日間)	: ~ :	円	円
令和7年7月	日 ~ 日 (日間)	: ~ :	円	円
令和7年8月	日 ~ 日 (日間)	: ~ :	円	円
令和7年9月	日 ~ 日 (日間)	: ~ :	円	円

・各月の保育料の総額が、領収書の合計と一致していることをご確認下さい。

※1 提供時間帯は、標準的な提供時間帯を記載。

※2 保育料には、特定費用を除く金額を記載。

※3 特定費用は、日用品、文房具、行事参加費、食料費等、通園送迎費等を示す。

[窓口で申請する方]

請求前にご確認ください。
(請求書の記入)

- ・消えるボールペン不可
- ・修正テープ等不可

○施設等利用費請求書

施設等利用給付を請求するにあたり、保護者の方がご記入の上、松戸市役所保育課入所入園担当室までご提出ください。

松戸市長

施設等利用費請求書

請求日記載欄

[注] 未記入でご持参下さい。

預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポートセンターの施設等利用費

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

- なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。
1. 請求者と認定子どもが、松戸市内に居住していることを松戸市が住民基本台帳で確認すること。
 2. 実際に特定子ども・子育て支援施設等を利用していたことを、松戸市が対象施設等利用費の申請書で確認すること。
 3. 利用料の支払い状況を、松戸市が対象施設に確認すること。
 4. 住民税の課税状況を松戸市が確認すること。
 5. 請求額が施設等利用費の上限額を上回った場合には、施設等利用費の上限額を請求額とする。

・認定を受けた保護者の氏名を記載します。
(認定通知書に記載されている、「認定保護者」の氏名を記載してください)

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子ども との続柄		〒
氏 名		生年月日	現住所	電話：
		(昭和・平成) 年 月 日		

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

認定種別(法第30条の4)	☐ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	
フリガナ		生年月日	
氏名		(平成・令和) 年 月 日	

3. 特定子ども・子育て支援施設等の名称

・利用した施設を全てご記入下さい。

①	フリガナ		③	フリガナ	
	施設・名			施設・名	
②	フリガナ		④	フリガナ	
	施設・名			施設・名	

[注] 未記入でご持参下さい。

施設等利用費の
請求額

円

[窓口で申請する方]

(請求内訳書の記入)

- ・消えるボールペン不可
- ・修正テープ等不可

○施設等利用費請求内訳書

施設等利用給付を請求するにあたり、保護者の方がご記入の上、松戸市役所保育課入所入園担当室までご提出ください。

施設等利用費請求内訳書

預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポートセンターの施設等利用費

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子ども との関係		〒
氏 名		生年月日	現住所	電話：
		(昭和・平成) 年 月 日		
年度の途中で転入または転出に該当した場合 転入日または、転出日				☐ 転入 ☐ 転出 令和 年 月 日

・認定を受けた保護者の氏名を記載します。
(認定通知書に記載されている、
「認定保護者」の氏名を記載してください)

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

認定種別(法第30条の4)	☐ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	
フリガナ		生年月日	
氏名		(平成・令和)	

・利用した施設を全てご記入下さい。

3. 主に在籍する施設・事業(預かり保育事業、認可外保育施設等)について記入

フリガナ		所在地	〒
①施設・事業名		(市外の場合のみ記入)	電話：

4. その他の認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※)

※②～④に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

フリガナ		所在地	〒
②施設・事業名			電話：
フリガナ		所在地	〒
③施設・事業名			電話：
フリガナ		所在地	〒
④施設・事業名			電話：

※ 「その他の認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができ
認可外保育施設等のみを利用している場合は、主に在籍する認可外
合、その他の認可外保育施設等の保育料を施設等利用費として請求す
給付3号認定 42,000円)
施設型給付を受ける幼稚園や認定こども園の預かり保育を利用している場合は、幼稚園の預かり保育の期間が、教育時間を含む平日の預かり保育
の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満の場合であり、かつ施設等利用費の上限額に満たない場合、その他の認可外保育施設等の保育料を
施設等利用費として請求することができます。(上限額：施設等利用給付2号認定 11,300円、施設等利用給付3号認定 18,300円)

・保護者が当該施設に支払った保育料の額

5. 施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	①施設・事業名 () への保育料支払額	②施設・事業名 () への保育料支払額	③施設・事業名 () への保育料支払額	④施設・事業名 () への保育料支払額	各月の保育料 支払額の合計 (A)
令和 7 年 4 月	円	円	円	円	円
令和 7 年 5 月	円	円	円	円	円
令和 7 年 6 月				円	円
令和 7 年 7 月				円	円
令和 7 年 8 月				円	円
令和 7 年 9 月	円	円	円	円	円

・当該月に、保護者が施設に支払った
保育料の額の合計 (A)

※ 上記で記入した利用施設の支払額を証明する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書」を添付して下さい。なお、上記支払額
については、添付書類の領収額と同じになるように記入してください。

松戸市役所 案内図

提出先 : 松戸市役所 子ども部保育課入所入園担当室

提出場所 : 松戸市役所 新館7階

電話 : 047-366-7351

〒271-8588 松戸市根本387番地の5

- 松戸駅東口下車徒歩5分
- 松戸駅東口から、新京成バス3番のりば県立松高前行「市役所入口」下車徒歩2分
- 北松戸駅東口から、新京成バス松戸駅行「市役所入口」下車徒歩2分



請求に関するQ & A

Q1.施設に支払ったすべての費用が補助されますか？

A.施設に支払った費用のうち、保育料（上限あり）のみ補助対象となります。
教材費、行事費、食材費等の実費徴収となる費用は補助対象外となります。

Q2.月の途中に松戸市に転入(松戸市を転出)しました。月額上限額まで補助されますか？

A.補助対象期間は松戸市民として認定された期間であるため、補助上限額は転出入に伴う認定日に応じて日割りとなります。なお、転入や転出に伴って認定が途切れないよう、転入先の自治体でも引き続き認定申請を行う必要があります。

Q3.利用している施設の所在地が他市町村にある場合どうしたらいいですか？

A.施設所在地の市区町村に給付対象の施設であることをご確認ください。

Q4.請求書類提出後に振り込まれる金額にかかる通知はきますか？

A.支払決定通知書を送付いたします。
上期(4月～9月分)は10月下旬～11月下旬頃、下期(10月～3月分)は翌年5月中旬頃となります。

Q5.いつ振り込まれますか？

A.上期(4月～9月分)は12月中旬頃、下期(10月～3月分)は翌年5月末頃を予定しております。